第７号様式　（第９条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

受付 第　号 27.3.29 時　分 山口県選挙管理委員会

平成　26　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）かわむらたけおうべこうえんかい
1　政治団体の名称　河村建夫宇部後援会

2　主たる事務所の所在地　山口県宇部市昭和町 4-11-66

3　代表者の氏名　宮本浩一郎

4　会計責任者の氏名　中本喜弘

事務担当者
（氏名）中本喜弘
（電話）0836-31-2800
（氏名）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	河村建夫
公職の種類	衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間	
平成　年　月　日から	
平成　年　月　日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成　年　月　日から	
平成　年　月　日まで	

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		2	979	681
（前年からの繰越額）			132	011
（本年の収入額）		2	847	670
支出総額		2	825	197
翌年への繰越額			154	484

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				
員数				

(2)　寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア)　個人からの寄附					
（うち特定寄附）					
(イ)　法人その他の団体からの寄附					
(ウ)　政治団体からの寄附					
小計　(ア)+(イ)+(ウ)					
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					
イ　政党匿名寄附					
合計　（ア＋イ）					

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額								備考
	十億	百万		千				円	
その他の事業		2	8	4	7	6	7	0	H26.1.31 河井理夫 新春の集い
この頁の小計		2	8	4	7	6	7	0	
合計		2	8	4	7	6	7	0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	¥ 7,000,000	政治資金監査料
小計	¥ 7,000,000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費	27,551,997	〃
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	27,551,997	〃
合計	28,251,997	〃

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万		千				円						
政治資金監査			¥	7	0	0	0	0			26.7.1	小林義久税理士事務所	土佐郡大宮町神母町	L-69-3
この頁の小計			¥	7	0	0	0	0						
その他の支出								0						
合　　計			¥	7	0	0	0	0						

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 機関紙発行 その他の事業 （ その他の事業 ）			
支出の目的	金額（十億・百万・千・円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
発送費	¥ 7,854,5		26.1.7	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
〃	¥ 627,70		26.1.9	〃	〃	
〃	¥ 159,15		26.1.22	〃	〃	
消耗品費	¥ 13,002		26.1.24	（株）カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1 16F	
印刷費	¥ 18,900		26.1.24	紅野印刷（株）	山口県宇部市大字小串157-5	
会場記録費	¥ 37,000		26.2.10	シバタフォート	山口県宇部市日和町2-1-15	
看板費	¥ 33,600		26.2.12	（有）井上広美社	山口県宇部市東新川町6-7	
消耗品費	¥ 25,901		26.2.17	（株）カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1 16F	
記録費	¥ 10,146		26.2.18	（有）キタムラ 御前通り店	山口県宇部市南通町1-6-11	
会場費	¥ 20,000		26.2.18	花風車	山口県山口市阿知須町大字…	
発送費	¥ 12,350		26.2.19	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
消耗品費	¥ 5,761		26.2.25	富士ゼロックス山口（株）	山口県山口市小郡黄金町4-1	
会場費	¥ 2,357,867		26.4.25	ANAクラウンプラザホテル宇部	山口県宇部市琴芝町3-1	
この頁の小計	¥ 2,743,667					
その他の支出	¥ 11,530					
合　　計	¥ 2,755,197					

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

(2) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年5月29日

政治団体の名称　河村建夫宇部後援会

会計責任者の氏名　中本喜弘　㊞

代表者の氏名　　㊞
（解散の場合に限る。）

（備　考）

「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２７年５月２７日

河村建夫宇部後援会
代表　宮本　浩一郎　殿

登録政治資金監査人　小林武

登　録　番　号　第６０８号
研修終了年月日　平成２１年１月２９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、河村建夫宇部後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、河村建夫衆議院議員の他政治団体の政治資金監査も含め、効率的に行なうため同議員の衆議院第二議員会館内事務所（東京都千代田区永田町２－１－２）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

河村建夫宇部後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、河村建夫宇部後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上